

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		検査済証の交付
根拠法令及び条項		都市計画法第36条第2項
所管部課係名		まちづくり未来部都市計画課開発指導係
審査基準	審	(工事完了の検査) 都市計画法第36条 2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。
	査	未設定 (開発許可の内容が個別に異なり、具体化することが困難なため)
	基	基準 (未設定の場合はその理由)
	準	参考事項
準	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(審査すべき事項がないため)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定(平成 年 月 日最終変更)